

学校・社会教育講座 FD 委員会規則

施行 2012 年 3 月 8 日

(目的)

第 1 条

学校・社会教育講座は、学校・社会教育講座の教育内容、教育方法の改善に向けた取り組み（以下「FD 活動」という）を適切に実施するため、学校・社会教育講座 FD 委員会（以下「FD 委員会」という）を置く。

(構成)

第 2 条

FD 委員会は、学校・社会教育講座の全教員によって構成される。

第 3 条

FD 委員会は、原則として隔月 1 回以上開催するものとする。

2 学校・社会教育講座教員は、FD 活動に関して、FD 委員会に発議、提言することができる。

第 4 条

FD 委員会は、学生の授業評価アンケート調査、教員からの発議、提言のあった事項のほか、FD 活動全般について審議し、講座委員長に提言を行う。

第 5 条

FD 委員会の議事録は課程主任の代表が保管する。

附則

本規則は 2012 年 3 月 8 日から施行する。